

## 1 地方公務員の給与について

### (1) 紙与体系について

地方公務員の給与の中心となるものは「給料」であり、通常、条例により定められた給料表の額が給料として支給されます。給料表は、職種別に、職務と責任の度合いを示す級を横軸として、経験の度合いを示す号給を縦軸として構成されています。個々の職員の級や号給は、各市町の規則で定められた基準・方法に従い決定されます。

この給料を補完するものとして「手当」があり、その種類、額、支給要件についても条例で定めることとされています。

### (2) 紙与決定に関する原則について

地方公務員法には、給与に関する基準として、「職務給の原則」、「均衡の原則」及び「条例主義の原則」が定められており、これらは給与決定の根本基準といわれています。

#### ① 職務給の原則

地方公務員法第24条第1項には、「職員の給与は、その職務と責任に応ずるものでなければならない。」と規定されています。これは、給与が職員の勤務に対する対価であることを示すとともに、給与は職務と責任の度合いに応じて決定されなければならないという原則を明らかにしたものです。

給料表には級が設定され、職務の複雑、困難及び責任の度合いに応じて異なる級を適用することによって、職務給の原則を給与決定に反映する仕組みとなっています。

#### ② 均衡の原則

地方公務員法第24条第2項には、「職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならない。」と規定されています。この原則は、国家公務員の給与が「生計費」や「民間事業の従事者の給与」の実態を反映した人事院勧告がベースとなって定められることから、市町の職員の給与も国家公務員の給与に準ずることによって実現されるものとされています。

#### ③ 条例主義の原則

給与は条例で定めなければならず、また、条例の根拠に基づかない限り支給することはできない（地方公務員法第24条第5項等）とされており、議会で制定される条例に基づき支給されることになります。

### (3) 紙与等の公表について

地方公務員法に基づき、各市町において、職員給与等が公表され、県民の皆様にご覧いただけます。

## 2 給料表の設定及び構造について

### (1) 給料表の設定について

給料表については、基本的に異なる職種には異なる給料表を適用させることが原則です。市町における主な職種としては、一般行政職、技能労務職、医療職、消防職、企業職などがあります。

この設定に当たっては、国の給料表が民間給与との均衡を図るとともに公務員の職務の体系に適合したものとなっていることから、市町においても、同じ公務に従事する以上、国家公務員と同一の職種については、原則として国の給料表に準じた給料表を用いることを基本に、地域住民から広く納得を得るために、地域の民間給与も考慮に入れていく必要があるとされています。

### (2) 県内市町の状況について（一般行政職の場合）

#### ① 職務の級の構成（一般行政職）

区分	市	町	計	割合 (%)
9級制	1		1	5.0
8級制	4		4	20.0
7級制	6	1	7	35.0
6級制		8	8	40.0
計	11	9	20	100.0

#### ② 給料表の構造について（一般行政職）

ほとんどの市町で国の給料表に準じた構造となっていますが、松山市については、独自構造の給料表を設定しています。

## 給料表の級数・構造について

(令和7年4月1日現在)

市町名	給料表の設定数	一般行政職		技能労務職			
		級数	給料表の構造		級数	給料表の構造	
			国と同じ	国と異なる		国と同じ	国と異なる
松山市	7	9		独自	3		独自
今治市	9	8	○		5	○	
宇和島市	8	7	○		5・7		行（一）を準用 ※2
八幡浜市	6	7	○		4		行（一）を準用
新居浜市	5	8	○		4		行（一）を準用
西条市	3	8	○		1		国の行（二） を基に合成
大洲市	9	7	○		4	○	
伊予市	6	7	○		4	○	
四国中央市	7	8	○		4		行（一）を準用
西予市	6	7	○※1		4	○※1	
東温市	4	7	○※1		3	○※1	
上島町	7	6	○		5	○	
久万高原町	7	6	○		3	○	
松前町	3	7	○※1		3	○※1	
砥部町	4	6	○※1		3	○※1	
内子町	2	6	○		4	○	
伊方町	6	6	○※1		3	○※1	
松野町	3	6	○※1		3	○※1	
鬼北町	4	6	○※1		4	○※1	
愛南町	6	6	○※1		3	○※1	

※1 県の人事委員会勧告に準拠している団体

※2 ①旧宇和島市職員···行（一）を準用し4級までの運用

②旧3町（吉田町、三間町、津島町）職員···行（二）を準用し5級までの運用

### 3 納入水準（ラスパイレス指數）について

#### （1）ラスパイレス指數について

市町の納入水準は、国や他の地方公共団体の納入水準との権衡、当該団体の組織・規模、地域における生計費、民間の納入水準、あるいは財政状況等により判断することになりますが、議会や住民の納得と支持が得られるものでなければなりません。

市町の納入水準を全国的に比較する方法として、一般的に「ラスパイレス指數」が使われております。各団体においては、当該団体の数値及びその変化に留意する必要があります。

##### ◎ラスパイレス指數とは、

- ・ 地方公務員と国家公務員の納入水準を、職種、学歴、経験年数等の差を考慮した上で比較し、国家公務員の納入を 100 とした場合の地方公務員の納入水準を指數で示したもので、その納入水準が国より高い場合は 100 を超え、低い場合は 100 未満となります。
- ・ なお、納入水準の比較対象となる給料に加えて、東京都特別区など主に民間賃金の高い地域に勤務する職員には、最大 20% の地域手当が支給されておりますが、この地域手当は、ラスパイレス指數には反映されていません。
- ・ ラスパイレス指數の算出に当たっては、60 歳に達した日後の最初の 4 月 1 日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の 7 割水準に設定される職員を除いている。

#### （2）県内市町の状況

##### ① 令和 7 年 4 月 1 日現在の状況

令和 7 年 4 月 1 日現在で、全市町が 100 未満となっています。

県内市平均は 97.1 、県内町平均は 94.3 で、令和 6 年度と比較して、市平均は 0.4 ポイントの増、町平均は 0.7 ポイントの増となっています。

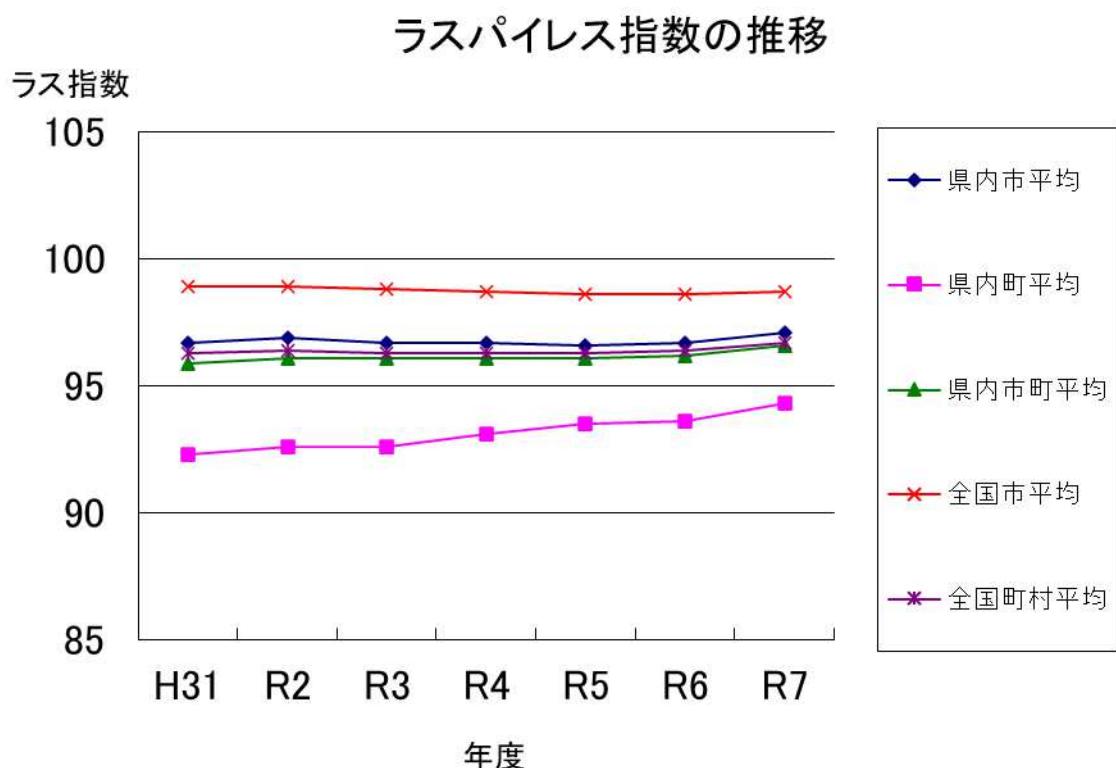
##### ② ラスパイレス指數の推移

県内市町の平成 31 （令和元）年度から令和 7 年度の指數の推移を見ると、市では全国平均よりおおむね 1 ~ 2 ポイント程度下回り、町では全国平均よりおおむね 2 ~ 3 ポイント程度下回る状況で推移しています。

第1表 県内市町の団体区分別ラスパイレス指数（一般行政職）

[この表のポイント] 本県の市町の給与水準は、全国の地方公共団体の給与水準と比較して、低い傾向にあります。特に町の水準は、より低い傾向にあります。

年度	H31	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 6→R 7 増減
県内市平均	96.7	96.9	96.7	96.7	96.6	96.7	97.1	0.4
県内町平均	92.3	92.6	92.6	93.1	93.5	93.6	94.3	0.7
県内市町平均	95.9	96.1	96.1	96.1	96.1	96.2	96.6	0.4
全国市平均	98.9	98.9	98.8	98.7	98.6	98.6	98.7	0.1
全国町村平均	96.3	96.4	96.3	96.3	96.3	96.4	96.7	0.3



第2表 県内市町のラスパイレス指数の分布状況（一般行政職）

【この表のポイント】 本県の各市町のラスパイレス指数の分布状況は、全ての市町が100未満であり、国より高い水準にある団体はありません。

(単位：団体)

区分	平成 15年度	令和 6年度	令和 7年度	増減	
				H15→R7	R6→R7
105以上	—	—	—	—	—
100～105	2	—	—	△2	—
95～100	11	11	14	3	3
95未満	56	9	6	△50	△3
県内市町計	69	20	20	△49	—

※県内市町村数は、市町村合併により減少しています。

【市町のラスパイレス指数の分布状況（令和7年4月1日現在）】

ラス指数	団体数	団体名
100以上	0	—
95以上100未満	14	松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市、東温市、松前町、砥部町、伊方町、鬼北町
90以上95未満	6	西予市、上島町、久万高原町、内子町、松野町、愛南町
90未満	0	—
計	20	市町平均 96.6、市平均 97.1、町平均 94.3

第3表 県内市町のラスパイレス指数（一般行政職）

[この表のポイント] 令和6年度と令和7年度の比較では、一部の市町で指数の増減があったものの、全体としては同水準で推移しています。

市 町 名	令和6年度	令和7年度	増 減
			R6→R7
松山市	98.5	98.7	0.2
今治市	96.5	96.4	△ 0.1
宇和島市	95.0	95.6	0.6
八幡浜市	96.6	96.5	△ 0.1
新居浜市	99.0	98.9	△ 0.1
西条市	94.7	95.5	0.8
大洲市	94.2	95.1	0.9
伊予市	95.1	95.7	0.6
四国中央市	98.2	98.0	△ 0.2
西予市	93.1	93.5	0.4
東温市	97.2	97.2	0.0
上島町	90.5	90.7	0.2
久万高原町	91.0	92.1	1.1
松前町	95.3	96.2	0.9
砥部町	94.0	95.0	1.0
内子町	92.4	93.3	0.9
伊方町	95.5	95.7	0.2
松野町	93.0	93.9	0.9
鬼北町	96.3	96.5	0.2
愛南町	92.7	93.8	1.1
県内市平均	96.7	97.1	0.4
県内町平均	93.6	94.3	0.7
県内市町平均	96.2	96.6	0.4

4 初任給基準額について

(令和7年4月1日現在)

市町名	一般行政職の初任給基準額		
	大学卒 (試験)	短大卒 (試験)	高校卒 (試験)
松山市	227,800	211,800	196,400
今治市	223,000	207,400	191,300
宇和島市	223,000	207,400	191,300
八幡浜市	220,000	204,400	188,000
新居浜市	220,000	204,400	188,000
西条市	220,000	204,400	188,000
大洲市	220,000	204,400	188,000
伊予市	220,000	204,400	188,000
四国中央市	220,000	204,400	188,000
西予市	224,338	208,644	192,447
東温市	226,953	211,863	195,667
上島町	220,000	204,400	188,000
久万高原町	220,000	204,400	188,000
松前町	221,320	205,626	189,128
砥部町	221,320	205,626	189,128
内子町	225,600	210,600	194,500
伊方町	224,338	208,644	192,447
松野町	224,338	208,644	192,447
鬼北町	224,338	208,644	192,447
愛南町	224,338	208,644	192,447
県の基準	226,953	211,863	195,667
国の基準	220,000	—	188,000

※ 令和7年度人事院勧告に基づく給与改定前の額

## 5 職員の平均給料月額等について

### (1) 県内市町の状況

職員に毎月支払われる平均的な給料月額の県内市町の平均は、一般行政職では平均年齢 43.4 歳で 322,700 円、技能労務職では平均年齢 53.3 歳で 291,400 円となっています。

市と町の比較では、給料月額では、おおむね市の職員の方が町の職員より高く、平均年齢では、おおむね市の職員の方が町の職員より高い傾向にあります。

### (2) 国家公務員との比較

#### ① 一般行政職

県内市町職員（一般行政職）と国家公務員（行政職俸給表（一）適用職員）の給料月額を比較すると、国家公務員が約 10,000 円上回り、平均年齢は市町職員の方が国家公務員より若干高くなっています。

#### ② 技能労務職

県内市町職員（技能労務職員）と国家公務員（行政職俸給表（二）適用職員）の給料月額を比較すると、国家公務員が約 3,000 円上回っており、平均年齢は市町職員の方が国家公務員より若干高くなっています。

## 職員数、平均給料月額、平均経験年数及び平均年齢

(令和7年4月1日現在)

市町名	一般行政職				技能労務職			
	職員数 (人)	平均 給料月額 (百円)	平均 経験年数 (年)	平均年齢 (歳)	職員数 (人)	平均 給料月額 (百円)	平均 経験年数 (年)	平均年齢 (歳)
松山市	1,950	3,347	21.1	43.8	215	3,195	32.3	52.5
今治市	785	3,328	22.3	45.0	19	2,812	32.9	55.4
宇和島市	419	3,215	20.8	43.2	17	3,256	34.2	54.4
八幡浜市	247	3,354	21.4	44.3	8	3,313	34.5	54.6
新居浜市	483	3,374	22.0	43.9	7	3,280	41.3	58.7
西条市	575	3,202	20.2	42.4	24	3,002	30.6	53.3
大洲市	290	3,337	24.6	46.4	13	2,811	38.6	56.1
伊予市	235	3,270	20.8	43.3	6	2,560	30.7	57.4
四国中央市	497	3,424	21.9	44.0	2	*	*	*
西予市	364	3,236	22.5	44.6	8	2,316	29.0	57.8
東温市	178	3,182	19.1	41.9	7	2,673	25.2	49.0
上島町	97	3,059	21.3	44.3	15	2,562	16.6	45.2
久万高原町	139	3,178	23.3	44.8	3	2,888	23.4	52.9
松前町	149	3,254	21.6	44.1	4	2,887	29.7	50.8
砥部町	122	3,134	18.8	41.3				
内子町	178	3,097	21.0	42.8	12	2,611	24.3	46.8
伊方町	138	2,958	16.8	38.7				
松野町	63	3,116	19.8	41.4				
鬼北町	97	3,186	19.1	41.0	2	*	*	*
愛南町	220	3,284	23.7	46.0	7	2,756	31.2	54.6
市計・平均	6,023	3,297	21.5	43.9	326	2,964	32.6	54.4
町計・平均	1,203	3,141	20.6	42.7	43	2,823	27.5	51.4
市町計・平均	7,226	3,227	21.1	43.4	369	2,914	30.8	53.3
国計・平均	139,580	3,322	19.7	41.9	1,703	2,946	29.3	51.3

※対象となる職員が1人又は2人の場合は、アスタリスク (\*) としている。

## 6 特殊勤務手当について

### (1) 特殊勤務手当

特殊勤務手当は、

- ・ 著しく危険、不快・不健康又は困難な勤務その他著しく特殊な勤務で、
- ・ 給与上特別な考慮を必要とし、  
かつ、
- ・ その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるもの

に従事する職員に、その勤務の特殊性に応じて支給する手当です。

勤務の特殊性について、その主要な要素とそれに対応する国家公務員の特殊勤務手当の例を挙げれば次のとおりです。

- ① 著しい危険を伴うもの：高所作業手当、坑内作業手当、爆発物等取扱手当 等
- ② 著しい不快を伴うもの：死体処理手当 等
- ③ 不健康であるもの：防疫作業手当 等
- ④ 困難であるもの：道路上作業手当、夜間特殊業務手当 等

### (2) 県内市町の状況

市町にあっては、行政の複雑化、多様化に伴って手当の種類も多くなっており、県内では、全20市町において特殊勤務手当の制度が設けられていますが、その内容については、個々に支給対象、支給基準等の精査が進められています。

なお、下記のような手当については、上記（1）の基準に照らして、特に不適切とされていますが、県内市町で特に不適切とされる手当を支給している団体はありません。

※特に不適切とされる手当の例

- ・ 窓口事務手当

住民に接する住民登録等の窓口業務に従事した場合に支給

- ・ 自動車運転手手当

自動車の運転を本務とする者が公用車を運転した場合に支給

- ・ 年末年始勤務手当

年末年始に勤務をした場合、休日勤務手当以外に支給

- ・ 企業手当

公営企業の本庁に勤務する職員に支給

## 特殊勤務手当について（令和7年4月1日現在）

市町名	特殊勤務手当数				
	A	B	C	D	計
松山市	3	0	2	0	5
今治市	10	0	14	0	24
宇和島市	4	0	17	0	21
八幡浜市	4	1	10	0	15
新居浜市	10	2	15	0	27
西条市	6	1	6	0	13
大洲市	3	1	16	0	20
伊予市	2	0	3	0	5
四国中央市	5	2	19	0	26
西予市	4	0	13	0	17
東温市	6	0	12	0	18
上島町	0	0	5	0	5
久万高原町	2	0	7	0	9
松前町	3	0	3	0	6
砥部町	2	0	1	0	3
内子町	2	0	1	0	3
伊方町	3	1	5	0	9
松野町	2	0	3	0	5
鬼北町	3	0	4	0	7
愛南町	3	1	20	0	24
県内市計	57	7	127	0	191
県内町計	20	2	49	0	71
県内市町計	77	9	176	0	262

A…国が特殊勤務手当（人事院規則9-30 第2条）で措置している勤務と同様の勤務に対して設けられている手当

B…A以外でその勤務に対して国が何らかの措置をしている勤務と同様の勤務に対して設けられている手当

C…A又はB以外の手当

D…Cのうち、特に不適切とされる手当

7 特別職の給料（報酬）について

(令和7年4月1日現在、単位：円)

市町名	市町長	副市町長	企業管理者	教育長	議 長	副議長	議 員
松山市	1,120,000	899,000	737,000	737,000	732,000	654,000	623,000
今治市	982,000	807,000		669,000	585,000	529,000	492,000
宇和島市	855,000	678,000	678,000	597,000	437,000	373,000	354,000
八幡浜市	870,000	674,000		562,000	442,000	359,000	328,000
新居浜市	956,000	731,500		658,000	572,000	518,000	482,000
西条市	913,000	721,000		602,000	502,000	439,000	412,000
大洲市	871,000	676,000	565,000	565,000	447,000	370,000	344,000
伊予市	877,000	680,000		604,000	409,000	333,000	305,000
四国中央市	950,000	700,000		617,000	481,000	424,000	391,000
西予市	781,400	626,100		540,100	447,000	364,000	333,000
東温市	875,000	684,000		579,000	396,000	323,000	297,000
上島町	724,000	594,000		544,000	260,000	210,000	190,000
久万高原町	770,000	616,000		554,000	265,000	199,000	185,000
松前町	777,600	617,400		544,500	380,000	310,000	290,000
砥部町	784,000	632,000		570,000	357,000	290,000	269,000
内子町	748,000	605,000		548,000	308,000	257,000	245,000
伊方町	800,000	638,000		564,000	337,000	271,000	248,000
松野町	675,000	535,500		508,200	213,000	178,000	163,000
鬼北町	731,000	584,000		520,000	240,000	188,000	173,000
愛南町	770,000	625,000		570,000	286,000	227,000	181,000
県内市平均	913,673	716,055	660,000	611,827	495,455	426,000	396,455
県内町平均	753,289	605,211		546,967	294,000	236,667	216,000
県内市町平均	841,500	666,175	660,000	582,640	404,800	340,800	315,250

※給料の減額措置を実施している場合は、減額措置後の金額

## 8 職員給与等の公表状況について

地方公共団体における職員給与等の公表は、地方公務員の給与や定員管理の状況について透明性を高め、住民の一層の納得と支持が得られるようにするとともに、地方分権に対する国民の理解と共感を得る上で重要な意義を持つものです。

各団体での公表に当たっては、ホームページ、広報誌、広報チラシ等様々な方法により、できるだけ多くの住民に周知を図るよう努めることとされ、また、その内容は、表、グラフなどを用いてわかりやすい工夫を講じることが求められています。